

# 令和5年度 第10回庁議要旨

日時：令和5年8月25日（金）

午後2時～午後2時35分

会場：庁議室

## 〔審議事項〕

### 1 石巻市地域防災計画の改訂について（総務部）

「石巻市地域防災計画」は、平成26年度の改訂を最後に現在に至っており、その後の国の防災基本計画や宮城県地域防災計画などの上位計画等の修正に伴い、最新の防災情報や知見を踏まえた現行計画の改訂が必要とされている。

また、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正に伴い、「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化したことや、「高齢者等避難」など、早期の避難開始の判断が必要となったこと、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定に基づき、指定緊急避難場所や指定避難所等を見直したこと、さらに、令和4年12月に運用が開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表時の対応により、配備体制基準の見直し等も必要な状況となっている。

現行の地域防災計画を見直し、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るもの。

また、宮城県が令和4年5月に公表した津波浸水想定に基づき、指定緊急避難場所や指定避難所等の見直し等を行うとともに、「津波避難計画」や「原子力災害時における広域避難計画」並びに「津波ハザードマップ」を併せて改訂するもの。

#### (1) 主な内容

ア 上位計画の見直しに伴う改訂（平成27年度から令和5年度分）

総則、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、原子力災害対策編、資料編

イ 津波発生時の避難指示発令基準、対象地区の見直し

ウ 住民意見交換会等による反映 等

※詳細は「石巻市地域防災計画の改訂概要」参照

#### (2) 今後の予定

令和5年 9月 パブリックコメントの実施

10月 第2回石巻市防災会議（地域防災計画の承認）

### 2 （仮称）新石巻保育所の建設用地の取得に関する覚書の締結について（保健福祉部）

令和5年2月に「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」を策定し、民間事業者の誘致や、公立施設の統廃合を進めているところであるが、同計画において、石巻保育所及びふたば保育所については、統合し、新たに（仮称）新石巻保育所を建設することとしている。

（仮称）新石巻保育所の建設用地として、日本製紙株式会社が所有する土地を取得するにあたり、今後発生する建物の解体等の各種対応を定めるため、覚書を締結するもの。

(1) 主な内容

日本製紙株式会社が所有する土地を取得するにあたり、覚書を締結する。

<覚書の主な内容>

- ・残存する建物（社宅）等の解体・撤去は日本製紙株式会社が行う。
- ・市は、不動産鑑定士による事業予定地の鑑定を行い、適正な価格を算定した上で、建物等が解体・撤去された土地を購入する。

※取得する土地の概要は以下のとおり。

所在地 石巻市大手町4番162

地積 5,683.77㎡（公簿）

地目 宅地

(2) 今後の予定

令和5年 9月	覚書の締結
令和5年10月	（仮称）新石巻保育所基本計画策定業務着手
令和6年度	基本設計、不動産鑑定、用地取得
令和7年度	実施設計
令和8～9年度	建設工事
令和10年4月	（仮称）新石巻保育所開所

[報告事項]

**1 石巻市津波避難計画及び原子力災害時における石巻市広域避難計画の改訂について（総務部）**

「石巻市津波避難計画」については、これまで東日本大震災による浸水実績に基づき計画を策定していたが、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定により、浸水域が大幅に拡大したことなどに伴い計画の改訂が必要となっている。

また、「原子力災害時における石巻市広域避難計画」についても、上位計画の修正等に伴う改訂が必要となっている。

「石巻市津波避難計画」及び「原子力災害時における石巻市広域避難計画」の改訂により、避難方法等を見直すことで、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市津波避難計画

- (ア) 計画の対象をレベル2津波を想定した宮城県津波浸水想定に変更
- (イ) 避難困難地域における避難の考え方の見直し
- (ウ) 津波発生時の避難指示発令基準、対象地区の見直し 等

イ 原子力災害時における石巻市広域避難計画

- (ア) 国県等上位計画の修正事項を反映
- (イ) 住民の動きを主軸とした構成への変更
- (ウ) 複合災害時の対応の記載を追加
- (エ) 地区ごとの避難先施設の割当て 等

※詳細は「石巻市津波避難計画の改訂概要」及び「原子力災害時における石巻市広域避難計画の改訂概要」参照

(2) 今後の予定

令和5年10月 第2回石巻市防災会議（計画策定の報告）

## 2 老人週間における市立施設入館料の減免について（保健福祉部）

昨年度敬老事業の見直しを行い、市主催敬老会の廃止を決定し、今後は、敬老意識の更なる向上と高齢者が年間を通して社会参加を行えるように広く周知するなど、高齢者福祉の充実を進めることとした。

老人の日及び老人週間の目的である、「国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深めるとともに、老人自らが生活の向上に努める意欲を促す」ためのきっかけのひとつとして、市立施設入館料の減免を実施する。

(1) 主な内容

老人週間（令和5年9月15日（金）から21日（木）までの1週間）において、65歳以上の石巻市民については、次の施設の入館料を無料にする。

施設名	入館料（大人・個人）
石巻市震災遺構門脇小学校	600円
石ノ森萬画館	900円
雄勝硯伝統産業会館	200円
おしかホエールランド	400円
石巻市博物館	300円

(2) 今後の予定

市ホームページ、市報、石巻記者クラブへの情報提供、民生委員定例会で周知予定。

各施設での実績を集計し、次年度以降の事業継続を検討する。

## 3 認定こども園法の一部改正に伴う関係条例の整理について（保健福祉部）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）が改正された。

認定こども園法の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

関係法令の改正に伴い、下記の関係する条例の一部改正を行う。

ア 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正  
認定こども園法第3条第10項が削除されたことに伴い、次のとおり整理する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

イ 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例の改正

認定こども園法第3条第10項が削除されたことに伴い、次のとおり整理する。

第2条第1号及び第3号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

(2) 今後の予定

令和5年9月 市議会第3回定例会に、石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び石巻市認可保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：公布の日から施行）

【その他】

以上